

○山梨県警察留置業務技能指導員運用要領

〔平成21年3月2日
通達（監留）第59号〕

第1 目的

この要領は、留置業務について一定の知識及び技能を有し、新規任用の留置担当官等に対する指導能力を備えた職員を留置業務技能指導員に指定し、警察署に配置して留置担当官等に対する実践的な指導教養に従事させ、留置業務全体の実務能力向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領における用語の意義は次に掲げるとおりとする。

(1) 留置業務技能指導員

山梨県警察技能指導官等運用要領（平成18年7月27日付け、通達（教庶教）第37号）に基づき、専門的技能等が留置業務技能であるとして指定された技能指導員（以下「指導員」という。）をいう。

(2) 留置担当官等

留置担当官、留置担当官の補勤要員及び女性留置業務補助者をいう。

第3 指導員の指定及び解除

山梨県警察技能指導官等運用要領の定めるところによる。

第4 指導員の任務

- 1 自所属の留置担当官等に対する指導教養
- 2 警察署からの派遣要請に基づく指導教養
- 3 留置業務に関する専科、研修、会議等における指導教養
- 4 その他留置業務の向上のため必要と認められる指導教養

第5 指導員に対する教養等

- 1 警務部監察課長は、指導員の能力の向上を図るため、指導員に対する教養等を行うものとする。
- 2 警察署長は、自所属の指導員に対して自ら教養等を行うほか、積極的に教養等の機会を与えるものとする。

第6 指導員の派遣等

- 1 警務部監察課長は、指導員による教養を実施する必要を認めた場合は、指導員が所属する警察署長に留置業務技能指導員派遣要請書（第1号様式）により、当該警察署長に派遣要請するもの

とする。

- 2　自所属に指導員の配置のない所属長は、所属職員に対する指導員による教養等を必要と認めるときは、1により派遣要請することができるものとする。
- 3　指導員は、自所属において教養を実施したとき、及び派遣依頼により他所属において教養等を実施したときは、留置業務技能指導員教養等結果（第2号様式）により、所属する警察署長及び派遣元の所属長に報告するものとする。
- 4　指導員による教養等を実施した所属長は、指導員教養等実施結果報告（第3号様式）により、警務部監察課長に報告するものとする。

第7 実施年月日

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

※ 様式～略